

令和7年2月21日
財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

(株)佐電工唐津営業所を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)佐電工唐津営業所(八幡町758-54)
(本社:佐賀市天神1-4-3)
・電気工事-A級
・管工事-A級

2 指名停止期間

2月25日から10月24日まで 8か月

3 指名停止理由

(株)佐電工は、多久市が発注した令和4年度庭球場照明設備改修工事の指名競争入札において、同市職員から入札の秘密事項である指名業者名の教示を受けるなどして、入札の公正を害したとして、令和7年2月18日に同社の社員が公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕されたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表2第8項(競売入札妨害又は談合)に該当する。

指名停止期間については、(短期)8か月以上(長期)24か月以内の範囲で措置することとなり、加算条項に該当しないため、8か月とする。

5 令和4年度～令和6年度発注実績

令和4年度	7件	438,084,400円
令和5年度	6件	603,713,600円
令和6年度	13件	7,384,900円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当:松尾

電話:直通72-9240 (内線1361)